

高病原性鳥インフルエンザ流行の季節を目前にして

家きん飼養者の皆さん

インフルエンザのハイリスクシーズンが今年もやってきます。

冬の渡り鳥が国内に滞在する10月～5月までは本病の発生予防対策の一層の強化に努めることが重要です。

国内においては、平成29年度に四国で初めて家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが1件だけで収まり、以降は野鳥での発生はあったものの、家きん飼養農場での発生はありません。これは、家きん飼養農家さんの防疫意識の高まりと、日々の努力によるところが大きいと考えます。

近隣諸国では継続的に発生しており、台湾、ベトナムのように冬季に限らず発生が報告されている国もあります。渡り鳥はこれらの国を経由して日本にやってきます。渡り鳥の飛来時期には、野外に野鳥が運んできたウイルスが存在しているものと考え、侵入防止への取り組みをお願いします。

<防疫対策強化のポイント>

(1) 家きんの健康観察及び早期通報

日頃の鶏等の健康観察の実施とともに、異常が見られた場合の早期通報をお願いします。

(2) 野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策

野鳥・ネズミは本病を媒介する危険性があります。防鳥ネット等の破損が確認された場合は、速やかな修繕を行ってください。

(3) 人や物を介したウイルスの侵入防止対策

農場専用の靴や衣服、踏み込み消毒はもとより、飼料や廃鶏業者など、外部からの人や物についての出入りも把握し消毒を徹底しましょう。

(4) 情報収集

今後とも、周辺国の発生状況等を注視し、常に警戒を怠らないことが必要です。



「小規模な家きん飼養農場における取組事例」
農林水産省ホームページより

県内には、少数の家きんを自家用採卵や愛玩を目的として飼養されている方も多くおられます。飼養羽数が少なくても、病原体の侵入リスクがあるのは同様です。飼養場所の立地、飼養形態等の点から対策が難しい部分があるとは思いますが、飼養されている家きんを感染症から守るためにも可能な限りの対策をお願いします。

(宮田)